

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和8年6月15日

-第96号-

## SNS上の投資アカウントに要注意!

## 相談事例

SNS上で、ある投資家のアカウントがこれまでの運用実績を画像付きで紹介していた。ダイレクトメッセージで個別に投資ノウハウを教えてもらえるということだったので、DMを送ったところ、有料の投資アプリを紹介された。利用しても大丈夫だろうか。



## アドバイス

・SNS上で投資家を騙るアカウントが**投資のノウハウと称して販売する高額なマニュアル等を購入したが全く儲からない**といった相談が全国の消費生活センター等に多数寄せられており注意が必要です。

中には、**入金することで自動的に運用され利益が出るというアプリ**を利用するために数十万円を振り込んだが、事業者からアプリが届かない状況だという相談も寄せられています。

・トラブルにあわないためには**“絶対に儲かる” “誰でも簡単に”**等の甘い言葉や投資家を騙る人物の**“儲かっている”**という話を鵜呑みにしてはいけません。**投資家や事業者が実在するかどうかや、投資を行う際のリスクも含めた契約内容を十分に確認し、自分で納得したうえで、その投資を行うかを判断することが大切です。**



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

## 注意情報

# 10代20代も注意!

## お試しネット通販トラブル

お試しのつもりでダイエットサプリを注文したが6回の購入が条件のコースだとわかった。2回目以降は高額なので解約したい、といった相談が全国の消費生活センター寄せられています。

### 消費者へのアドバイス

**低価格であることを強調する広告**を見て、1回だけのつもりで商品を注文していても、「定期購入」が条件となっていて、総額として数万円等、注文時に想定した以上の金額を支払うことになるケースがあります。

中には、**2回目から分量が多くなったり、高額になったりする**場合もあります。必ず「**最終確認画面**」で、定期購入が条件となっていないか、**2回目以降の分量や代金などの販売条件を確認**しましょう。



## お知らせ

**「消費者啓発の標語」応募締め切り  
まであとわずか ~締め切りは6月30日(火)!~**

### <募集部門>

- A 「AI時代の消費行動」部門
- B 「エシカル消費」部門
- C 「高齢消費者被害防止」部門

詳しくは

- ・県民生活課ホームページ  
をご確認ください。

### <応募締切>

令和8年6月30日(火)

**当日消印有効**



←山口県県民生活課  
ホームページに  
接続します

## 消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒(郵便番号)が

分かる ①  
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②  
お住いの地域を選択  
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または  
山口県消費生活センター等に繋がります

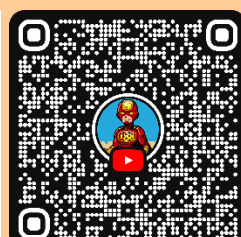
## SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube